

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（水環境保全グループ）（06-6615-7984）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	工業用地下水の採取の許可の取消し等
概要	工業用水法は、その目的の実現のため、許可の条件に違反したり、許可を受けなかった者等に対して、許可を取り消し、又は地下水の採取停止を命ずることがあります。更に、特別の事情の発生により地下水の水源の保全を図るため、使用者に対する緊急措置を命ずることがあります。なお、許可取消等は、大阪市長が行います。
根拠法令等 及び条項	工業用水法第13条・第14条
処分基準	<p>(1) 次の場合、許可の取消、又は1年以内の期間を定めて許可井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供することの停止を命ずる場合があります。</p> <p>使用者が第7条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかった場合、又は第8条第1項の条件に違反した場合</p> <p>(2) 次の場合、許可井戸による地下水の採取制限を命ずる場合があります。</p> <p>予想することができなかった特別の事情の発生により指定地域における地下水の水源の保全を図るため緊急の必要があると認める場合</p>
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000018676.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000018676.html</a>
備考	